

議案第43号

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第1</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア <u>さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年さいたま市条例第53号）による子育て支援医療費助成金の支給を現に受けている受給資格者が監護する乳幼児・児童</u></p> <p>イ <u>さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）によるひとり親家庭等医療費の支給を現に受けている者</u></p> <p>ウ 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第1</p>

23号。以下「障害者総合支援法」という。
) 第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

(2)～(11) [略]

2 前項の規定（同項第1号アからクまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)～(4) [略]

（支給の方法）

第8条 [略]

2～4 [略]

5 前2項に規定するもののほか、受給資格者（埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）が本市の区域外の医療機関等（第3項の市長の認める医療機関等を除く。）で医療を受け、かつ、当該医療機関等から規則で定めるところにより当該医療に要した費用に係る情報の提供があった場合において、その内容を審査し、適当であると市長が認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該受給資格者に対し医療費助成金を支給することができる。この場合において、市長は、規則で定める通知書により受給資格者に通知するものとする。

23号。以下「障害者総合支援法」という。
) 第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

(2)～(11) [略]

2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)～(4) [略]

（支給の方法）

第8条 [略]

2～4 [略]

5 前2項に規定するもののほか、受給資格者（埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）が本市の区域外の医療機関等で医療を受け、かつ、当該医療機関等から規則で定めるところにより当該医療に要した費用に係る情報の提供があった場合において、その内容を審査し、適当であると市長が認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該受給資格者に対し医療費助成金を支給することができる。この場合において、市長は、規則で定める通知書により受給資格者に通知するものとする。

第2条 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）第4条第1項の規定による医療費助成金の支給を受けることができる者</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は、第3条第2項第5号に掲げる者に該当したことにより対象者でなくなったものが、さいたま市心身障害者医療費支給条例による受給資格を喪失し、再び対象者の要件を満たすと認める場合その他の規則で定める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、当該者を受給対象者として登録するものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、前2項の規定により登録した受給対象者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付しなければならない。ただし、前条第1項の規定により受給対象者の属する家庭のひとり親等（以下「受給資格者」という。）にひとり親家庭等医療費を支給しないこととしたときは、この限りでない。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）による医療費助成金の支給を現に受けている者</u></p> <p><u>(6) さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年さいたま市条例第53号）による子育て支援医療費助成金の支給を現に受けている受給資格者が監護する乳幼児・児童</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>市長は、前項の規定により登録したひとり親等（以下「受給資格者」という。）に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付しなければならない。ただし、前条第1項の規定により当該受給資格者にひとり親家庭等医療費を支給しないこととしたときは、この限りでない。</u></p> <p>4 [略]</p>

<p>(届出の義務)</p> <p>第9条 受給資格者は、<u>規則で定める事項について異動があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(届出の義務)</p> <p>第9条 受給資格者は、<u>第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>
--	---

(さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>さいたま市中心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）第4条第1項の規定による医療費助成金の支給を受けることができる者</u></p> <p>エ <u>さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）第7条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる者に監護されている者</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 乳幼児・児童 市内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準じるものを卒業する日又は修了する日の属する月の末日までの者その他規則で定める特別の事情がある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>さいたま市中心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）による医療費助成金の支給を現に受けている者</u></p> <p>エ <u>さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）による医療費の支給を現に受けている者</u></p>

(3)~(8) [略]

(受給資格の登録)

第7条 [略]

2 [略]

3 市長は、乳幼児・児童が第2条第2号ウに掲げる者に該当したことにより受給資格者がこの条例による子育て支援医療費の支給を受けることができなくなった後、当該乳幼児・児童がさいたま市中心身障害者医療費支給条例第4条第5項の規定により医療費助成金の支給を受けることができなくなり、かつ、当該乳幼児・児童を現に監護している者が第2条第3号に掲げる保護者の要件を満たすと認められる場合その他の規則で定める場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、当該保護者を前項の規定による受給資格を有する者として登録するものとする。

4 市長は、乳幼児・児童が第2条第2号エに掲げる者に該当したことによりこの条例による子育て支援医療費の支給を受けることができなくなった保護者が、さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第4条第1項の規定によりひとり親家庭等医療費の支給を受けることができなくなり、かつ、第2条第3号に掲げる保護者の要件を満たすと認められる場合その他の規則で定める場合にあつては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該保護者を同項の規定による受給資格を有する者として登録するものとする。

5 市長は、前3項に規定する受給資格者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付するものとする。

(3)~(8) [略]

(受給資格の登録)

第7条 [略]

2 [略]

3 市長は、前項に規定する受給資格者に、規則で定めるところにより、受給資格証を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条中さいたま市中心身障害者医療費支給条例第3条第1項第1号の改正（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第4項の規定による受給対象者への受給資格証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても同条の規定の例により、行うことができる。